

社会福祉法人姶良市社会福祉協議会表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、永年にわたり姶良市の社会福祉に功労のあった者を表彰し、もって姶良市社会福祉の発展に資することを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、姶良市社会福祉協議会長（以下「市社協会長」という。）の表彰状又は感謝状を贈呈して行う。

2 前項の表彰は、その都度、市社協会長が定めた大会等において行う。

(表彰状の授与)

第3条 表彰状の授与は、次の各号のいずれかに該当するものと、その活動が広範にわたるなど特別な理由により、下記の定める要件と同等の功績があると認めるものについて行うものとする。

(1) 民生委員児童委員の職にあるもので12年以上在職し、かつ、年齢が48歳以上である者
ただし、改選の行われる年にあっては11月30日現在で通算12年に達する者を含み、以降表彰を行う場合は直近の表彰式で表彰するものとする。

(2) 次に掲げる職にあるもので13年以上在職し、かつ、年齢が48歳以上である者

ア 訪問介護員（ホームヘルパー「家庭奉仕員としての在職年数を含む。」）

イ 身体障害者相談員、知的障害者相談員及び心配ごと相談員等

ウ 社会福祉事業施設の長及び職員

エ 社会福祉事業関係団体等の役職員

(3) 社会福祉事業関係団体等で、組織・運営・活動等が他の模範と認められるもの。ただし、社会福祉法に規定する社会福祉事業施設は除き、社会福祉法人以外の団体等は、その組織・運営について規程等を定め、事業計画に基づいて活動していること。

(4) 社会福祉事業等の推進のために、過去7年以上にわたりボランティア活動を行い、又はボランティア活動への支援を行っている個人、グループ団体、企業、学校等

(5) その他社会福祉の向上に特に功績のあった者

第1号並びに第2号のいずれの表彰要件にも該当しないが、第1号並びに第2号に掲げる職に従事した期間の合計が15年以上あり、かつ、功績が顕著である者であって、現に第1号並びに第2号に掲げるいずれかの職にある48歳以上であるもの。

ただし、二以上の職務に同時に従事している場合にあっては、在職期間の算定にあたり重複して加算しないものとする。

2 前項各号の要件に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰状の授与の対象から除外するものとする。

(1) 社会福祉功労者として叙勲、又は褒賞を授与された者及び厚生労働大臣・全国社会福祉協議会長、鹿児島県知事の表彰を受けた者

(2) 鹿児島県社会福祉協議会長の表彰状及び感謝状を受けた者

(3) 姶良市長及び市社協会長の表彰を受けた者

(4) 既往において、同一功績により旧町長及び旧町社協会長の表彰を受けた者

(感謝状の授与)

第4条 感謝状の授与は、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げるもので、それぞれ各号に定める年数に満たないが功績が顕著で、かつ、特別の事情があると認められるもの
- (2) 本会に対して10万円以上、連続して3年累計10万円、又は同等以上の福祉機器等を寄附した者
- (3) 社会福祉の増進のために積極的に協力し、他の模範と認められるもの

(被表彰候補者の推薦)

第5条 この規程による被表彰候補者（感謝状授与者を含む。以下同じ）の推薦は、市社協会長が行うものとする。

- 2 市の区域にわたり事業・活動を行う社会福祉事業関係団体の役職員等並びに施設の長及び職員等の推薦については、当該団体の長が行うものとする。
- 3 前項第1項及び第2項に定めるほか、市の区域にわたり活動を行うボランティア団体・個人が所属（登録）する団体の長が推薦するものとする。
- 4 前項第2項及び第3項に定める当該団体の長は、第3条及び第4条に規定する被表彰候補者があるときは、市社協会長に推薦書（別紙様式）を提出するものとする。
- 5 第3条及び第4条に規定する在職期間及び年齢等は、表彰を受けようとする年の4月1日現在を基準とする。

(表彰審査委員会)

第6条 被表彰候補者を審査するため、下記に定める職にある者を委員にする表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会は、次の者で構成する。

- (1) 本会会長
- (2) 本会副会長
- (3) 本会理事4名

3 表彰審査委員会は、前条の規定により推薦のあったもの、その他表彰するにふさわしいと認められるものの中から、被表彰候補者を決定するものとする。

4 表彰審査委員会で決定された後、死亡した場合も表彰の対象とする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱第4条第1項第2号の基準日は平成26年1月1日とし、その後、3年間の連続期間を該当期間とする。ただし、毎年、基準当初年の12月31日をもって削除する。

社会福祉法人姶良市社会福祉協議会表彰要綱（平成22年4月1日施行）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

〔参考資料〕

姶良市社会福祉協議会会长表彰における区分表

種 別	表 彰 区 分	在 職 年 数 等	推薦書様式
1 表彰状	(1) 民生委員児童委員	12年、 48歳以上の現職	第1号様式
	(2) 一ア 訪問介護員（ホームヘルパー）	13年、 48歳以上の現職	
	(2) 一イ 相談員 〔表彰対象〕身障者相談員、知的障害者相談員、心配ごと相談員	13年、 48歳以上の現職	
	(2) 一ウ 社会福祉事業施設の長又は職員	13年、 48歳以上の現職	
	(2) 一エ 社会福祉事業関係団体の役職員	13年、 48歳以上の現職	
	(3) 社会福祉事業関係団体	組織、経営、活動が他の模範と認められる者	第2号様式
	(4) ボランティア個人・グループ・団体 ・企業・学校 ボランティア活動へ支援を行っている個人・グループ・団体・企業・学校	7年以上活躍、支援中	第1号様式 第2号様式
	(5) その他社会福祉の向上に特に功績のあった者	第1号、 第2号の合計従事期間 15年以上 48歳以上の現職	第1号様式
共通事項	○ 区分ごとの重複受賞不可		
2 感謝状	○ 社会福祉事業従事者 表彰規定年数が足りないが、功績が顕著で、かつ、特別の事情があると認められるもの		第1号様式 第2号様式
	○ 社会福祉事業協力者 社会福祉増進に協力し、他の模範と認められるもの (感謝状を受けた従事者は、同一業績による表彰の不可)		
3 基準日	○ 毎年度の4月1日 (年齢、経験年数、表彰歴など)		
	○ ただし、民生委員児童委員において改選の行われる年にあっては11月30日現在で通算12年に達する者を含み、以降表彰を行う場合は直近の表彰式で表彰するものとする。		
備考	○ 48歳以上(昭和51年4月~12月、昭和52年1月~3月生まれ以前)		
在職年数の考え方	在職年数とは、同一法人・同一施設にとどまらず社会福祉法人または社会福祉施設で役員として13年以上又は施設職員として13年以上の通算経験年数があることを指すものである。 なお、社会福祉施設の在職年数に介護老人保健施設等の社会福祉施設以外の在職年数は通算できないものである。		